

地球法から考える宇宙法の可能性

筑波大学人文社会系助教
国際基督教大学連携客員准教授
TRiSTARフェロー
秋山 肇

[akiyama.hajime\(gp\)@u.tsukuba.ac.jp](mailto:akiyama.hajime(gp)@u.tsukuba.ac.jp)



目次

1. 宇宙法の現状
2. 宇宙法をめぐる具体的な論点
3. 宇宙法の今後？
4. 宇宙で生活する場合にいかなる基盤が必要か？
5. 宇宙・宇宙法を通して見えるもの



宇宙法の現状

- 法は一般的に国内法と国際法に分類される。
- 日本国内法
 - 日本
 - 宇宙基本法（2008年）：宇宙の平和利用、国民生活の向上、産業振興、国際協力が目的
 - 宇宙活動法（2016年）：ロケットの打ち上げや人工衛星の打上げ、運用には内閣総理大臣の許可が必要
 - 宇宙資源法（2021年）：月や小惑星での資源採取を認める
 - 国際法（国家の合意により拘束力）
 - 宇宙条約（1967年）
 - 宇宙空間の探査・利用はすべての国に開かれ、国家領有は禁止
 - 平和利用の原則
 - 111カ国が締約国（日米中含む）
 - 月協定（1984年）
 - 天体を人類の共同遺産とし、国家や私人による所有は禁止
 - 締約国が限定的



宇宙法をめぐる具体的な論点

- ・ 領有は宇宙条約で禁止されており、一定の規範性が見出せるが、資源の所有を規定する月協定の締約国は少ないため、資源の所有については規制があまりない。
 - － 日米などは所有を認めている。
- ・ 宇宙ゴミの衝突リスクが高まる中、いかに対応するか？
- ・ 現実問題で進行している宇宙の軍事利用（例：衛星攻撃兵器）をどう考えるか？
→具体的な問題に照らして、国際法、国内法を横断して検討する必要あり。



宇宙法の今後？

- ・ 宇宙条約を基盤として考えれば、領有は禁止されている。しかし、そもそも宇宙が十分に利用されることを前提として現在の宇宙法が作られているのか、という問い。
- ・ 例えは人間が宇宙で生活できるようになった時に、どのような法制度が望ましいのか？
 - 領有が禁止されるということは、「地球法」の前提である国家の主権が及ばない空間が存在することになり、そもそも人間が生活できる法的な制度が整備されていないのでは？
- ・ 居住の可能性を踏まえて法制度を整備する必要がある？
- ・ 宇宙で地球法と同様の前提を持ち込むのか、という問い合わせ



宇宙で生活する場合にいかなる基盤が必要か？

- ・ 宇宙で生活するための土地（等）の所有権をどう考えるか？
 - 地球法での土地の重要性
 - 資本主義を基盤とした所有権の考え方と批判的な立場
- ・ 地球では土地を基盤に思考するが、宇宙ではそれが適切か？
 - 国家の構成要件の一つとしての領土（領土→領海→領空）
←地球で人間が土地を基盤として生きているために重要
- ・ 地球よりも重力の小さい惑星（空間）で生活するためには、土地はどの程度重要なのか？
 - 土地よりも空間（space←英語で「宇宙」と同義）を考える必要があるので？



宇宙・宇宙法を通して見えるもの

- 地球の前提
 - 人間が地球の前提に基づいて制度を構築してきた事がわかる
 - 今後、地球以外で人間が生活するならどんな制度がいいのか？
- 人間の前提
 - 人間は（おそらく）地球環境に最適化されている。とすれば、地球以外で人間が生活する場合にも、地球の前提をある程度踏襲したほうがいいのか？
 - ただ、中長期的なことであっても、地球以外で人間が生活するようになれば、地球環境以外に最適化される人間も出てくるかも？
- 人間や地球（←現在の社会の前提）の基盤は何か？

ご清聴ありがとうございました！